

第3回共通到達度確認試験試行試験

平成29年3月16日実施

商 法

試験時間 16:00～16:40 (40分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

【参加学生への告知事項】（再掲）

試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。

共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

正解および問題の解説は、本日中（20時頃まで）に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト（<http://toutatsudo.net/>）上で公表されます。

問題 1～15 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

会社の支配人は、当該会社の許可を受けなければ、他の会社の使用人になってはならない。

問題 2

募集設立において、設立時取締役は発起人の議決権の過半数をもって選任される。

問題 3

株主総会における議決権行使について基準日が定められている場合、株式会社は、当該基準日後に新株発行により株式を取得した者について、当該株主総会における議決権行使を認めることはできない。

問題 4

最高裁判所の判例によれば、共有に属する株式についての権利を行使する者を定めるにあたっては、各共有者の持分の価格に従いその過半数でこれを決することができる。

問題 5

募集事項として払込期間が定められた場合、募集株式の引受人は、その期間内において出資の履行をした日に、募集株式の株主になる。

問題 6

新株発行の無効判決が確定したときであっても、当該新株発行に係る株式の株主は、判決確定までに剰余金の配当として受けた金銭を会社に返還する必要はない。

問題 7

株式会社は、新株予約権の行使の条件を定めることができない。

問題 8

取締役は、事前に質問事項の通知を受けていた場合でも、株主総会の場において当該事項についての質問がない限り、説明をする必要がない。

問題 9

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示があるときは、株主総会を開催しなくても株主総会決議があったものとみなされる。

問題 10

公開会社でない株式会社は、取締役会設置会社であっても、株主総会において、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。

問題 11

取締役を選任する株主総会の決議の定足数は、定款の定めによっても、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満とすることはできない。

問題 12

取締役会設置会社であるA会社の取締役が、取締役会の承認を得ずに、第三者のためにA会社と取引をしたことにより、その取締役がA会社に対して損害賠償責任を負う場合、その取引により第三者が得た利益の額はA会社が被った損害の額と推定される。

問題 13

指名委員会等設置会社においては、報酬委員会が、株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案を決定する。

問題 14

株式会社は、純資産額が300万円を下回っている限り、剰余金の配当をすることはできない。

問題 15

吸収合併をする場合、吸収合併後存続する株式会社は、その本店の所在地において、吸収合併に係る変更の登記をした日に、吸収合併により消滅する会社の権利義務を承継する。

問題 16～25 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

問題 16

株式会社を設立する際の定款に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額は、定款の絶対的記載事項である。
- イ. 判例によれば、定款に定めのない財産引受契約は無効であるが、成立後の会社が追認すれば、それによって当該財産引受契約は有効となる。
- ウ. 定款の認証の手数料は、定款に定めがなくても、成立後の会社が負担する。
- エ. 発起設立において、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、発起人の全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。
- オ. 公証人による認証を受けた定款を会社の成立後に変更する場合には、改めて公証人による認証を受けなければならない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 17

株式会社の設立に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。
- イ. 発起人は、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数を定めようとする場合、定款に当該設立時発行株式の数に関する定めがあるときを除き、発起人の全員の同意を得なければならない。
- ウ. 発起設立において、払込みの取扱いをした銀行等は、発起人の請求により、設立時発行株式について払込みのあった金額に相当する金銭の保管証明書を交付しなければならない。証明した金額については、実際には払込みがなかったとしても、成立後の会社にそのことを対抗できない。
- エ. 発起人は、自己が引き受けた設立時発行株式の出資に係る金銭の払込みを仮装した場合、会社に対し、払込みを仮装した出資に係る金銭の全額を支払う義務を負う。
- オ. 募集設立における設立時募集株式の引受人は、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日が定められている場合には、当該期日において、出資の履行をした設立時募集株式の株主となる。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

問題 18

株式に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、争いがある場合には、最高裁判所の判例によるものとする。

1. 株券発行会社でない株式会社の株式について二重譲渡がなされたとき、第1譲受人が第2譲受人に対して自己が当該株式の株主であると主張するためには、原則として、株主名簿の名義書換の手続を先に済ませなければならない。
2. 株式会社から自己株式の処分を受けた者は、株主名簿の名義書換を請求して、名義書換の手続を済ませない限り、当該会社に対して株主としての権利を行使することができない。
3. 株式会社の株式を譲り受けた者が、適法な手続により株主名簿の名義書換を請求したにもかかわらず、それを不当に拒絶された場合、当該株式譲受人は名義書換が未了のまま、当該会社に対して株主としての権利を行使することができる。
4. 株式会社の株式を譲り受けた者が、適法な手続により株主名簿の名義書換を請求したにもかかわらず、当該会社の過失によって株主名簿の名義書換が未了である場合、当該株式譲受人は当該会社に対して株主としての権利を行使することができる。
5. 株券発行会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らし、株券発行前にされた株式の譲渡の効力を否定するのを相当としない状況に至った場合において、株主が意思表示のみによって株式を譲渡したときは、その譲渡は、会社に対しても、その効力を有する。

問題 19

株式に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 種類株式発行会社が公開会社である場合において、議決権制限株式の数が発行済株式の総数の2分の1を超えるに至ったときは、当該株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない。
2. 取締役会設置会社は、ある種類の株式の内容として、取締役会において決議すべき事項のうち、取締役会決議のほか、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨を定款で定めることができる。
3. 株式無償割当てにより株主の有する株式と異なる種類の株式をその株主に取得させることはできない。
4. 取得請求権付株式の株主は、その取得の対価が金銭である場合において、株式会社に分配可能額がないときは、取得の請求をすることができない。
5. 最高裁判所の判例によれば、株式を2以上の者が共同して相続し、そのうちの1人が共所有者として株主総会決議不存在確認の訴えを提起する場合において、その株式に係る権利を行使する者の指定及び会社に対する通知を欠くときは、特段の事情がない限り、原告適格は認められない。

問題 20

公開会社における新株発行の無効の訴えに係る無効原因に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 募集株式の発行の差止めの仮処分命令に違反して株式の発行がなされたことは、無効原因となる。
- イ. 会社法上必要な募集事項の公示（通知又は公告）を欠くことは、募集株式の発行の差止請求をしたとしても差止めの事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、無効原因となる。
- ウ. 募集株式を引き受ける者に特に有利な払込金額による募集株式の発行が株主総会の特別決議を経ないでなされたことは、無効原因となる。
- エ. 募集株式の発行が著しく不公正な方法によってされたことは、無効原因となる。
- オ. 募集株式の発行に必要とされる取締役会の決議を経ないことは、無効原因となる。

1. アイ
2. アオ
3. イウ
4. ウエ
5. エオ

問題 21

新株予約権に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 募集新株予約権の割当てを受けた申込者は、当該募集新株予約権の払込金額の全額を払い込んだ日に当該募集新株予約権の新株予約権者になる。
2. 新株予約権は、当該新株予約権を行使することができる期間が経過した場合には、消却の手続を経ることなく、消滅する。
3. 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とすることはできない。
4. 新株予約権の目的である株式が譲渡制限株式でなければ、譲渡による当該新株予約権の取得について株式会社の承認を要することを当該新株予約権の内容とすることはできない。
5. 新株予約権付社債についての社債が消滅した場合でなくても、当該新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできる。

問題 22

株主総会の次の決議事項のうち、他と決議要件が異なるものを1つ選びなさい。なお、決議要件について、定款には別段の定めはないものとする。

1. 商号を変更する旨の定款の変更
2. 株式の併合
3. 非公開会社における募集株式の発行等に係る募集事項の決定
4. 事業の全部の譲渡に係る契約の承認
5. 準備金の額の減少

問題 23

株主総会決議に係る訴訟に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 合併契約承認決議を取り消す訴えは、合併の効力発生日から3か月以内に提起しなければならない。
- イ. 株主総会の決議の内容が法令又は定款に違反することを理由とする決議の無効の確認は、訴えをもってすることができる。
- ウ. 株主総会決議を取り消す判決が確定したときは、当該決議は決議のときに遡ってその効力を失う。
- エ. 最高裁判所の判例によれば、株主総会決議取消しの訴えを提起した後に新たな決議取消事由を発見した場合でも、出訴期間を経過していれば、これを追加することができない。
- オ. 決議無効確認の訴えが提起されても、その無効原因が重大でなく、かつ、決議の効力に影響を及ぼさないものであれば、裁判所は裁量棄却することができる。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 24

監査役に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1. 監査役会設置会社の取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
- 2. 監査役会設置会社の監査役は3人以上で、そのうちの過半数は、社外監査役でなければならない。
- 3. A会社の監査役は、A会社の子会社の取締役を兼ねることができる。
- 4. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであるが、定款の定めまたは株主総会の決議によって、その任期を短縮することができる。
- 5. 監査役を解任する株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

問題 25

株式会社の機関設計に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 公開会社は、常に、取締役会設置会社である。
- イ. 会計参与設置会社は、常に、取締役会設置会社である。
- ウ. 監査役会設置会社は、常に、取締役会設置会社である。
- エ. 会計監査人設置会社は、常に、取締役会設置会社である。
- オ. 監査等委員会設置会社は、常に、取締役会設置会社である。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ